上総第６５１号

令和５年８月４日

上尾市情報公開･個人情報保護審査会

会長　高 松 佳 子　様

上尾市長　畠　山　　稔

　　　上尾市情報公開・個人情報保護審査会審査要領の一部改正について

　　　（諮問）

　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）の施行に関し、下記の事項について調査審議をしていただき、貴審議会の意見（答申）を求めます。

記

１　諮問の趣旨

　個人情報保護法の改正に伴い、令和５年４月から国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人についてそれぞれ分かれていた規律が同法により一律に規定され、直接適用を受けることになりました。

　このことにより、令和５年４月１日に「上尾市個人情報保護条例」が廃止され、本市の個人情報制度は「個人情報保護法」が適用されます。

　以上のことから、同条例を引用している「上尾市情報公開・個人情報保護審査会審査要領」について改正するものです。

　　　　上尾市情報公開・個人情報保護審査会審査要領 第８条

「この要領に定めるもののほか、審査会の審査に関し必要な事項は会長が審査会に諮って別に定める。」

２　諮問対象

　　別紙　上尾市情報公開・個人情報保護審査会審査要領の一部を

　　　　　改正する要領（案）